

解釋 親族や又は家族でない共犯に付いては前の項の、刑の免除や告訴を待て罪を

論ずといふ例は用ゐずに處分するとなり

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

解釋 本章、即ち第三十六章の竊盜及び強盜の罪に付いては、電氣は、財物と看做すゆゑ電氣を盗みたる者も罪は免れぬとなり

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

解釋 詐欺及び恐喝の罪とは、人を欺罔て物を取り、又は人を恐喝て物を

取る罪をいふなり

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ

懲役ニ處ス

解釋 人を欺罔て金銀物品を騙り取たものは十年から下の懲役に處るとなり

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得

セシメタル者亦同シ

解釋 前の項の方法、即ち欺罔の手段を以て我が財産の上に法ならぬ利益を得たり又は他人をして法ならぬ利益を得せしめたる者も亦り同じく十年から下の懲役に處るとなり

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

解釋 他人の爲めに、其の事務を處理く者が、自己のために利益を得んと圖り、若くは第三者、即ち甲に頼れて事務を處理する乙が、丙のために利益とならん事を圖るか、又は事務の處理を頼みたる本人に損害を加へんと目的を以て、頼まれたる任務に背いたる行爲をして頼みたる本人に財産上の損害を加へたるときは五年から下の懲役に處るか、又は千圓から下の罰金を言付くるとなり、是れは新

規に設けられたるものにて多くは仲買人等の行為に出づべき犯罪なるが如し

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ

其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシ

テ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

解釋 未成年者、即ち未だ十五歳に成らざる少年の知慮の淺薄な所に乘ずるか、又

は人の心神の耗弱の所に乘じて、彼等の金錢物品を自分の方へ交付せるか、又は

其の知慮淺薄や心神耗弱に乘じて仕事をなし、我が財産の上に法ならぬ利益を

得、若くは他人をして利益を得せしめたる者は十年から下の懲役に處るとなり

第二百四十九條

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以

下ノ懲役ニ處ス

解釋 人を恐喝して金錢物品を我が手に交付せたる者は、十年から下の懲役に處ると

なり

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得

セシメタル者亦同シ

解釋 前の項の方法、即ち恐喝を以て我が財産の上に法ならぬ利益を得るか、又は

他人をして法ならぬ利益を得せたる者も亦り同じく十年から下の懲役に處る

となり

第二百五十條

本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

解釋 本章、即ち第三十七章の詐欺及び恐喝の罪は未遂にても罰すとなり

第二百五十一條

本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及

ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

解釋 本章の罪、即ち詐欺及び恐喝の罪には第二百四十二條「自己の財物と雖も他

人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人の看守したるものなるときは本章の

罪に付ては他人の財物と看做す」第二百四十四條「直系血族、配偶者及び同居の

親族又は家族の間に於て第二百三十五條の罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑

を免除し其他の親族又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ず」親族又は家族

一八〇
に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひず」第二百四十五條「本章の罪に付ては電氣は之を財物と看做す」の規定をば準ひて用ゐるとなり

第三十八章 横領ノ罪

解釋 横領の罪とは、我が物とすまじき物を我が方へ横領てしまふ罪をいふなり、改正前の刑法の看守監と遺失物隠匿罪とを包含たるものと目て可なるべし

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

解釋 自分が占有て居る所の他人の物を我が方へ横領て自分の所有物としたる者は五年から下の懲役に處るとなり
自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

解釋 たとひ自己の物であるからとて、公務所から大切に保管居れと命つけられたる場合に於て其の物を自分氣儘に横領てしまひし者も亦り同じく五年から下の懲役に處るとなり

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

解釋 我が職業の務の上に於て自己の占有となつて居る所の他人の所有物を我が手に横領て我が所有物としたる者は一年から上、十年から下の懲役に處るとなり
第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

解釋 遺失物、漂流物、其他自分の占有といふ點を離れてある他人の物品を横領たる者は、一年より下の懲役に處るか、又は百圓より下の罰金か、若くは科料を言付くるとなり

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

解釋 本章の罪、即ち第三十八章、横領の罪には、第二百四十四條に掲げたる直系血族、配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て第二百三十五條の罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑を免除し其他の親族又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ず親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひずといふ規定を準へて用ゐるとなり

第三十九章 贓物ニ關スル罪

解釋 贓物に關する罪とは、不正品、即ち盜物に關する罪をいふなり

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

解釋 贓物、即ち不正品、盜み物を收受たる者は、三年より下の懲役に處るとなり 贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

解釋 贓物即ち盜み物の運搬をしたり、盜み物を頼まれて寄藏して遣たり、盜み物と知りながら其の品を故買したり、盜み物の牙保をしたりなどせし者は、十年から下の懲役に處た上に、千圓から下の罰金を言付くるとなり、此の法に入りて始めて體刑と財産刑とを併せ科する事としたるは、蓋し此の種の犯罪は單に體刑のみにては目的を達すること能はざるが爲めなるべきか

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ

者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

解釋 直系血族、即ち自分の直ぐの系統の血族たる親、祖父母子等、配偶者、同居してゐる親族、又は家族及び同居の親族の配偶者、家族の配偶者の間に於て前條、即ち第二百五十六條に掲げてある贓物の收受、贓物の運搬、寄藏、故買、牙保等の罪を犯したる者は、其の刑を免除すとす

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

解釋 親族でもなく、又は家族でもない共犯に付ては、前項の其の刑を免除すとす

ふ例を用ゐるゝとなり

第四十章 毀棄及ヒ隠匿ノ罪

解釋 毀棄及び隠匿の罪とは、公務所の物や、他人の物を毀し棄つる事と隠匿ことに付ての罪をいふなり

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

解釋 公務所の用に供へる所の文書を毀り棄て、用に供へる事の出来ないやうにしたる者は、三月から上、七年から下の懲役に處るとなり

第二百五十九條 權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

解釋 權利や、義務に關する所の他人の文書を毀り棄てたる者は、五年から下の懲役に處るとなり

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

解釋 他人の所有に係る建造物や、又は他人の所有に係る軍艦商船を損壞したる者は、五年から下の懲役に處る、また此等のものを損壞す事に付いて人を死なせたり傷を負せたる者は、第二十七章の傷害の罪に比較て見て、重い方に從つて處斷を付くるとなり

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ料料ニ處ス

解釋 前三條、即ち第二百五十八條、公務所の用に供する文書云々、第二百五十九條、權利、義務に關する他人の文書云々、第二百六十條、他人の建造物又は艦船云々、の外の物品を損壞したり、又それが爲に人を傷け害ひたる者は三年か

ら下の懲役に處るか、又は五百圓から下の罰金か、若くは科料を言付くるとなり
第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃
 貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前二條ノ例ニ依ル

解釋 たとひ自己の物品たりとも、差押へを受けて我が自由にならぬ物や、自己の
 物品たりとも、抵當などに入れて權利を負擔し居るもの、又は自己の物品たりと
 も賃錢を取て他に貸したるもの等を損壞し、又は其の損し壞ふときに當り人を
 傷け害ひたるときは、前三條、即ち第二百五十九條の權利、義務に關する他人の
 文書を毀棄したる者は五年以下の懲役に處す〔第二百六十條の他人の建造物又は
 艦船を損壞したる者は五年以下の懲役に處す因て人を死傷に致したる者は傷害
 の罪に比較し重きに從て處斷す〕第二百六十一條、前三條〔第二百五十八條、第二百
 六十一條〕に記載したる以外の物を損壞又は傷害したる者は三年以下の懲役に處すとある
 例に依りて處斷を付くるとなり

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若

クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

解釋 他人の信書を隱匿したる者は、六月から下の懲役か、六月から下の禁錮に處
 るか、又は五十圓から下の罰金か、若くは科料を言付くるとなり

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ
 告訴ヲ待テ之ヲ論ス

解釋 第二百五十九條權利、義務に關する云々、第二百六十一條、前三條に記載し
 たる以外の物を損壞云々、と第二百六十三條、他人の信書を隱匿云々、の罪は
 被害者よりの告訴を待て其の罪を論じ定むるとなり



改正新刑法解釋終

明治四十年五月二十三日印刷
明治四十年五月三十日發行

編輯者 東京法學會

東京市日本橋區濱町二丁目十二番地

發行者 東生龜次郎

東京市日本橋區堺町八番地

發行者 東生鐵五郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者 白土幸力

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三光堂

不許複製

發賣所 全國書籍雜誌店



